

前 文

本大阪府土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、大阪府の区域について、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画及び大阪府計画）を基本として策定するものです。

本基本計画は、土地利用の基本方向と「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、及び土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画について定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図るものです。